

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

1. 女性活躍推進計画

●仕事と家庭・地域活動などの両立支援

保育幼稚園課	仕事と家庭・地域活動などの両立支援のため、安全・安心な保育施設の整備を進める。	26	保育施設、学童保育室等の整備・充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	3.5	・民間保育施設の適正な維持管理のため補助金を交付した。 ・公立保育所の老朽化に伴い、保育室等の修繕を実施し、適正な施設の維持管理を行った。 ・コロナ禍による4・5月の小中学校の臨時休校期間中も保育所(園)は完全休所(園)にはせず、医療従事者等生命活動の維持に必要な職業に就いている保護者の子どもについては保育を継続した。	・民間保育施設において安全・安心な保育が実施できる施設の維持管理が図れた。 ・公立保育所において安全・安心な保育が実施できる施設の維持管理が図れた。 ・未知の感染症に対して、手探りの状態ではあったが、感染予防に配慮して、家庭保育ができない保護者の支援をすることができた。	・必要性のある整備について計画的に対応する。また、子ども・子育て支援事業計画に沿った定員を確保する。 ・今後も感染予防に配慮して、働く保護者の支援と保育の充実を図っていく。
青少年課	保護者が安心して児童を預けられる学童保育室を運営する。	26	保育施設、学童保育室等の整備・充実	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3	3.0		・放課後子ども教室事業の実施 週2日放課後～午後5時(給食のない日、長期休暇を除く) 16小学校区で実施し、延べ2,463人の参加者があった。(令和2年度は2学期のみ実施) ・ランドセル来館事業(児童センター)の実施 放課後～午後6時、長期休業期間は午前9時～午後6時(土日祝日、休館日、年末年始除く) 8名登録、延べ186日利用 ・学童保育室の老朽化に伴い、保育室等の修繕及び工事を実施し、適正な施設の維持管理を行った。また、待機児童解消のため、藤沢北学童保育室分室、宮寺学童保育室の整備を行った。(修繕33件、工事6件) ・子育て家庭のニーズに応え、保育時間を朝30分、夕方30分延長する条例改正を行った。	・子どもが安心して活動できる場の確保を図り、子どもの健全育成を支援することができた。 ・学童保育室において、安心・安全な保育が実施できる施設の維持管理が図れた。 ・藤沢北小学校、宮寺小学校の待機児童解消が図れた。 ・保育時間を延長し、女性の就労支援に寄与することができた。	・放課後子ども教室事業を今後も継続、充実していく。 ・学童保育室4施設について整備を実施する。 ・支援員・補助員の配置に基づいた児童の受け入れを実施する。 ・延長した保育時間での保育を実施する。
				◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4					
地域保健課	妊娠、出産、育児の切れ目ない支援ができるよう子育て包括支援センターの周知を行う。また、相談しやすい相談環境の整備と相談担当職員の研修を実施する。	28	子育て相談窓口の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0		健康福祉センター及び地区公民館において乳幼児相談のべ117人。こども相談室のべ132件。1歳6か月児健診時に子育て相談員の配置を行い保護者からの相談に応じた。	子育て包括支援センターのPRに努めた。また、相談しやすい環境整備を心がけ実施した。	相談しやすい相談環境の整備と相談担当職員の研修を行いスキルアップに努める。
学校教育課	○子育て相談窓口の充実に向け、教育センターと児童発達支援センターにおける相談内容について検討し、市民にとって子育てを応援する環境整備を推進する。	28	子育て相談窓口の充実	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		○教育センターでは、電話相談、来所による相談を実施している。児童発達支援センターとも連携を図りながら関係機関を紹介している。 ○コロナ禍による臨時休校中、親が仕事などにより不在になる低学年・特別支援学級の児童のうち、他の施設等の利用が出来ない児童を、安全のために学校で預かる事業を行った。	○学校生活に対する不安や子育ての悩みに添うことで、保護者の不安の軽減につながった。 ○先の見通せないコロナ禍の中で、児童の安全のために学校ができることとして預かる事業を行った結果、親の就労継続に貢献することができた。	○多様な子育ての悩みに寄り添うためにも、相談員の質の向上、他機関との連携が今後の課題である。 ○新型コロナウイルス感染症の感染状況により、臨時休校などの措置を取る場合にも、学校として児童にとって必要な事業を展開していけるよう、努める。
自治文化課	・連合区長会との連携事業については、ライフサイクルに支障が出ない範囲での参加を求めた。 ・各区・自治会の個別事業については、地域によって異なるため、自治会の判断により地域活動を行っている。 ・中間新組織との連携により、市民活動団体に広く周知し各種事業への参加を呼び掛けた。 ・市民活動への理解を深めるために、活動状況等をSNSを活用して広く周知している。	30	地域活動への参加促進	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	【NPO法人まちづくりサポートネット元気な入間の中間支援業務】 ・市民活動センターの施設の提供及び窓口・電話相談業務(113件) ・市民活動センター登録団体交流会 1回開催 25団体 28名(1回は書面にて開催) ・情報誌(年2回発行)、ホームページ(随時更新)による市民活動等の情報提供	中間支援業務を「NPO法人まちづくりサポートネット元気な入間」に委託し、多数の事業を実施している。市民ニーズを考慮した内容となるように心がけているため、参加者増になっている事業もある。市民がそれぞれのライフサイクルにより、活動が可能な範囲で行っていることがうかがえる。	NPO法人をはじめとした市民活動団体との協働のまちづくりを推進するために、中間支援業務を担う「NPO法人まちづくりサポートネット元気な入間」と連携を図り、団体側の支援、ニーズや「ライフサイクルに沿った参画」が活性化するように努めていく。	
		31	NPO、ボランティア団体との協働による社会参画の推進	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3					
高齢者支援課	老人クラブ連合会の活動支援を行うことで、活動への参加機会を増加させる	30	地域活動への参加促進	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	市老人クラブ連合会の研修等への活動支援	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を自粛又は縮小せざるを得ない中での支援を実施した。	老人クラブの会員の増員と地域活動の活性化	
社会教育課	・近隣大学との連携事業(講座等)を実施する。 ・男女の別に関わらず、来場者、参加団体の情報交流の場として、いるま生涯学習フェスティバルを開催する。 ・男女の別に関わらず、市民誰もが参加出来る「まちの先生」事業を充実する。	32	生涯学習事業の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	・いるま生涯学習フェスティバル特別企画「フェスティバル四半世紀の回顧」の開催 ・市民の学習成果の活用を目指した「まちの先生講座」を実施 22講座開講、参加者数延べ324人	・近隣大学との連携事業(講座等)については、コロナ禍の影響により事業を実施することができなかった。 ・「まちの先生講座」については、コロナ禍での申込者数の減少により最小開講人員に達せず開講できない講座が例年より多かったがあったが、利用しやすい学習機会の提供に努めた。	・コロナ禍での学習機会の充実が課題 ・オンライン講座の充実・推進を図る	
公民館	公民館活動の成果発表の場を設け、それに向けて作品作りを行うことを通して、潤いのある生活を支援する(状態目標)	32	生涯学習事業の充実	◎	2.事業の企画、立案、実施する際に男女双方の意見を聞いた、また双方が参加した	4	4.0	【黒須公民館】 ・黒須文化祭 参加者374人	【黒須公民館】 コロナ禍ではあったが、文化祭を実施。特に動の部は事前に動画撮影を実施してはあったが、文化祭当日は動画放映で参加できた。	【黒須公民館】 コロナ禍ではあるが、実施の仕方を工夫して静の部のみでなく、動の部も含めて実施したい。そのことにより活動団体の活動意欲を支援する(状態目標)	
				◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4		【東金子公民館】 ・さくらまつり(学習成果の発表、地域住民の交流の場)・4/5実施予定であったがが非常事態宣言期間中のため中止 ・東金子文化まつり(学習成果の発表、地域住民の交流の場・10/30.31.11/1に開催:約315名)・規模を縮小し、静の部作品展示のみ実施 【東藤沢公民館】 例年開催している東藤沢文化祭において、動の部、静の部に分かれ公民館活動サークルや地域の団体、個人が日頃の成果を発表した。動の部参加者、75組242人、静の部参加者、10組24人	【東金子公民館】 コロナ禍により、サークル活動も難しく、事業も中止・縮小となった。その中でも、新たに出品した団体があった。また、会場を1階に集中したことにより、全ての作品を鑑賞してくれるきっかけとなった。 【東藤沢公民館】 新たな参加者が少なく、参加者が固定していて参加者の高齢化が進んでいる。	【東金子公民館】 生涯学習の意欲を高める機会であり、また、性別や年齢を超えた地域住民のコミュニティ形成を促す場として今後も継続して取り組む。 【東藤沢公民館】 参加でも見学でも、女性が家庭から出てくるきっかけになるような内容にしている。	

【2】個性と能力を発揮して多様な生き方をめざす

(1)ワーク・ライフ・バランスの推進

1. 女性活躍推進計画

●男性の働き方の改革

					◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4			【東町公民館】 「サークル活動紹介」 東町小学校にて3学期に実施 渡り廊下に展示し、児童・先生・保護者が鑑賞	【東町公民館】 コロナ禍で文化祭は中止になったが、東町小学校長（東町運営委員）からの提案により、サークル活動作品の展示する場を提供いただき、サークル活動の活気に繋がった。	【東町公民館】 コロナ禍でできない事、できる事を判断しながら、公民館活動の成果発表の場を設け、それに向けて作品作りを行うことを通して、潤いのある生活を支援する（状態目標）
					△		0			【その他公民館】 ・文化祭・体育祭・地域住民交流の場など、計画するも中止	【その他公民館】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	【その他公民館】 ・今後も地域ぐるみで協力をして、大勢の方が参加ができるよう、また交流の場として取組を継続していく。 ・関係団体と協議し、コロナ禍でも開催できる内容を検討する。 ・今後の事業継続に関しては公民館の併合計画に基づいて精査する。
人事課	・長時間労働を抑制する職場環境の醸成に努める。 ・新任課長職に対し、特定事業主行動計画や育児等の休暇制度の周知する。	33	長時間労働抑制の推進・啓発	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	3.3	・時間外勤務縮減運動において、ノ一残業デー（毎週水曜日の定時退庁）や20時15分の一斉退庁の取り組みを実施し、また、時間外勤務の上限設定等に係る例規を踏まえ、適切な時間外勤務時間を把握するための仕組みを運用し、長時間労働の抑制に努めた。 ・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を改訂し、職員に周知した。	・時間外勤務縮減運動の実施により、長時間労働の抑制が図られた。 令和2年度時間外勤務 70,722時間（前年比△2,037時間） 一人当たり 7.9時間（前年比△0.4時間）	・時間外勤務縮減運動を継続して実施し、引き続き長時間労働の抑制に努めていく。		
		34	男性の育児休業取得促進への推進・啓発	○	1.事業の対象となる人の現状を男女別に把握した	3						
		35	女性活躍推進法の事業主行動計画の周知	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3						
		36	経営者・管理職を対象とした研修、講座の開催	△								
		37	男性向け啓発講座の開催	△								
	商工観光課	イクボス応援プロジェクトの推進のため、周知を行なう。また、国、県等からの情報の周知を行う。	33	長時間労働抑制の推進・啓発	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	2.6	・イクボス応援プロジェクトの周知、宣言企業の募集。国、県等の関係機関からの男性育児休業等推進宣言企業募集や、男性の働き方に関するセミナー等の情報周知。	・ポスターやチラシを掲示し、事業の周知を行うことで、意識啓発が図れた。	・国や県から情報を得た際は、情報提供及び周知を行う。	
			34	男性の育児休業取得促進への推進・啓発	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3					
			35	女性の活躍推進法の事業主行動計画の周知	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	2					
			36	経営者・管理職を対象とした研修、講座の開催	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	2					
			37	男性向け啓発講座の開催	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3					
男女共同参画推進センター（人権推進課）	・男性が興味を持ってくれるような講座のテーマを選定して、年1回講座を実施する。 ・センターで実施する講座について、“女性”に限定せず、男性の参加も全て可とし、だれもが参加しやすい講座にする。	37	男性向け啓発講座の開催	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	3.3	・起業へのきっかけづくりを支援する「ちいさなお仕事応援講座」を全5回の連続講座で実施 修了者18名のうち男性修了者1名 ・ちいさなお仕事応援講座の修了者が市民団体と協働して、民間事業者のイベントで出店事業を企画・運営 ・男女共同参画セミナー公開講演会参加者101名（前年：136名） ・情報紙Begin50,200部発行	・H31年度に引き続きちいさなお仕事応援講座について、性別に関わらず誰もが参加できる講座としたことで、男性1名が参加・修了した。受講と並行して他課の事業にも講師として参加。 ・男女セミナーでは木久蔵流がんばらない子育てをテーマに男性の子育てについて講演。 ・情報紙Beginに、イクボスについて掲載し、働き方改革やイクボスの重要性について啓発した。	・男性の育児講座などを年1回実施する。その際は、より効果的・効率的に啓発していくためにも、こども支援課等の関係機関と連携した事業実施についても検討する。	
地域保健課	健康づくりの講座等において、男性が参加しやすい工夫を行う。	37	男性向け啓発講座の開催	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0					
公民館	男性が余暇時間を有効に活用できるような事業を年1回以上開催する（数値目標）	37	男性向け啓発講座の開催	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	3.5	【東藤沢公民館】 ・東藤沢生涯学習ときめき学園は、1年間学校形式で5コースに分かれ学ぶ。「郷土を学び楽しむコース」「パソコンコース」「いきいき食コース」の3コースには男性の入学者がいる。 【藤の台公民館】 ・親子でイモ掘り体験教室 10月16日開催参加者10組21名 【その他公民館】 ・男性向け料理教室、陶芸教室等計画するも中止	【東藤沢公民館】 ・女性の入学者が8割をしめていて、男性の入学者が少ない。 【藤の台公民館】 ・親（父親・母親）と子で参加し、芋掘り体験を通じて参加者同士の交流を図った。収穫体験ということで父親も参加しやすい事業となった。 【その他公民館】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催中止となった。	【東藤沢公民館】 ・いずれの事業も参加者が固定していて新たな参加者が少ないので、学習コースの見直しについて検討が必要である。 【藤の台公民館】 ・今後の事業継続に関しては公民館の併合計画に基づいて精査していく。 【その他公民館】 ・開催に向け、実施内容等について検討していく。 ・より多くの方に参加していただけるような環境づくりをしていきたい。男性にも気軽に参加いただけるようケーブルテレビやフェイスブック等を活用し啓発を年1回以上実施する。		
				○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3						
				△		0						

【令和2年度第4次いるま男女共同参画プラン実施状況】

【2】個性と能力を発揮して多様な生き方をめざす

概要(Plan)					実施内容(Do)・評価(Check)								改善(Act)									
基本目標	課題	関連計画	施策の方向	担当課	「施策の方向」を達成するための事業目標 (数値目標又は状態目標について記入)	No.	主な取組	取組状況	男女共同参画配慮項目	評価	各課平均	施策平均	令和2年度に取組んだ重点的な事業 (実績値もあれば併せて記入)	令和2年度事業評価 (促進要因または阻害要因について記入)	取組の課題等 (問題点の改善策と次年度の目標値について記入)							
	(2)生涯を通じたこころとからだの健康促進		●多様な生と性を理解し、尊重するための啓発	男女共同参画推進センター (人権推進課)	「性自認」、「性的指向」などの性のあり方は、個人によって様々であることを理解している人の割合を50%以上にするため、啓発事業を実施する。	38	こころやからだの相談の充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	3.7	3.7	・女性の悩みごと相談の実施や性的マイノリティのための相談事業を引き続き実施した。 ・市民向けに西武公民館と協働で性的マイノリティに関する講座を実施し、これまで聴講する機会がなかった方を対象とすることができた。 ・市民団体との協働で、上藤沢中学校の生徒に講座を実施した。	・市民との協働事業において中学校の生徒に実施できたことは評価できる。今後、教育委員会での主体的な取り組みが求められる。	・これまでの啓発に加えて、パートナーシップ制度の導入に向けた検討及び市民への理解促進が必要。							
						40	「性と生殖」に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発・情報提供	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	3												
						41	性的マイノリティに関する理解促進のための啓発・教育	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4												
				市民相談室 (人権推進課)	「性的マイノリティのための悩みごと相談」を随時受け付ける。	38	こころやからだの相談の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	3.7	・相談件数 7件 ・西武公民館との共催事業参加者 40名 ・上藤沢中学校での講座参加者 300名	・性的マイノリティのための悩みごと相談(0件)	・市民相談室においては、これまでのところ相談実績はないが、男女共同参画推進センターと連携し、相談の受け入れ体制を整えている。	・特に新任職員が性的マイノリティに関する相談の受け付けができるよう、県等が実施する相談対応に関する研修を受講する等して、適切な応対や回答ができるようなスキルを引き続き身につけていくとともに、周囲の職員がバックアップしている。						
				地域保健課	こころとからだの健康相談窓口の周知と利用促進、また、ストレス等による悩み、精神疾患、福祉制度などについての相談を行い、相談窓口の整備を引き続き行う。	38	こころやからだの相談の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4							4.0	4.0	・保健学習において異性の体のしくみや正しい知識について理解し、異性に対して正しい接し方を身につけるようにさせる。 ・道徳科の学習をとおして、生に関する諸問題に適切に対処する力を養うとともに、責任ある行動を実践することのできる資質や能力を養う。	・日常生活等に影響を受けている市民に対して新型コロナウイルス感染症緊急対策事業として「こころと生活支援の包括的相談会」を専門医による心の健康相談と同時開催した。弁護士、社会福祉士等の専門職により実施した。広報号外、チラシ、ホームページにて広く周知したことで相談につながることができた。	・学校教育での保健科、道徳科学習の実施により心身の発達・発育や性に関する内容について理解し、健康の大切さを認識し、危険を回避するとともに、自らの健康を管理し、改善することのできる能力を育てた。	・精神科に通院する方が増加していることから、ストレスによる悩み、精神疾患、福祉制度などについての相談を行い、心と、体の健康相談窓口の整備に引き続き努める。
				学校教育課	各小・中学校の教育活動の中で、多様な生と性の理解を促す授業を実施することにより、互いの性を尊重する姿勢を身に付けさせる。	39	互いの性と生を理解し、尊重する教育の推進	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4												
						41	性的マイノリティに関する理解促進のための啓発・教育	○	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4												
			●ライフステージに応じた健康支援	男女共同参画推進センター (人権推進課)	相談件数を前年度実績を上回る。 (H29実績300件)	42	相談窓口の充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0	4.0	・各年代に適切に対応するため、女性の悩みごと相談を中心として健康福祉センター等の相談機関と適切な連携を行い、健康支援を行った。また、オンラインでの相談を行い、感染リスクの低減を図った。相談件数合計493件	・オンライン等を活用して体調に合わせた相談対応をすることで健康支援を図れた。	・健康支援については、精神的な不安を抱える方が多いことから、適切な主訴の把握や本人の健康状態の把握も必要であり、関係機関との連携が不可欠である。							
				地域保健課	健康寿命を延ばす対策、健康課題別の情報提供や予防に取組むための対策及び生涯を通じた健康の保持増進のための普及、啓発、健康教育などを推進していく。	43	生活習慣病予防対策の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3			・男女の別にかかわらず生活習慣病対策及び健康づくりに関する事業を実施した。	・新型コロナウイルス感染拡大により中止となった講座がある。健康長寿サポーター養成講座を実施した。埼玉県コハトン健康マレージに参加し、生涯を通じた健康の保持増進のための普及啓発、健康教育などの推進に努めた。	・健康寿命の延伸、健康課題別の情報提供や予防に取り組むための対策を地域の実情に合わせて行う。							
					健康づくりに関する事業の充実及び意識の啓発	44		○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3												
				健康管理課	年齢によって必要な各種健康診査、がん検診をできるだけ多くの市民に有効に受診していただき、生活習慣予防やがんの早期発見治療につなげることによって、健康長寿を目指す。	44	健康づくりに関する事業の充実及び意識の啓発	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0	3.3	・胃がん内視鏡検査の実施を目指す。 ・集団健診のインターネット予約の実施を目指す。	・市内医療機関と検討・調整を重ね、令和3年度より胃がん内視鏡検査の実施を実現することができた。 ・集団健診のインターネット予約は、実施に向けて研究中である。 ・コロナ禍における健(検)診受診控えにより受診率が低下した。	・新型コロナウイルス感染症流行下においても安全に健(検)診が行えるように、感染防止対策を検討する。							
				スポーツ推進課	教室系の事業は女性の参加が多い傾向にあるが男女比1:2の参加を目指し、男性も参加しやすい事業実施を目標とする。	45	スポーツ・レクリエーション参加機会の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3			・「スポーツクライミング体験教室」を実施、参加者が17人のうち、男性は5人となった。 ・教室「「楽しい」から始めよう。親子で運動遊び」を実施し、参加組数15組に対し、父子の参加が5組となった。 ・スタンプラリー事業「歩いて！走って！漕いで！公民館・地区体育館スタンプラリー」を実施し、1,401人も参加があった。	・「スポーツクライミング体験教室」では、男性・女性共に普段なかなか体験できない教室を開催したことにより、男性参加率をあげることができた。 ・「「楽しい」から始めよう。親子で運動遊び」は対象を親子とし、さらに開催日を土曜日としたことから、父子として参加しやすい環境を作ることができた。 ・「歩いて！走って！漕いで！公民館・地区体育館スタンプラリー」では、世代を限定せず、気軽に誰でも参加できる形態としたことにより、老若男女の幅広い参加が見られた。 ・「スポーツクライミング体験教室」と「「楽しい」から始めよう。親子で運動遊び」の2事業について、目標としていた男女比1:2をおおよそ達成することができた。	・次年度は令和2年度に実施できなかった事業も含め、コロナ禍における感染防止対策を図り、開催できる事業においては「男女比1:2の参加」を視野に入れ、さらに多くの男性参加のしやすい事業の実施を目標とする。							

概要(Plan)						実施内容(Do)・評価(Check)										改善(Act)	
基本目標	課題	関連計画	施策の方向	担当課	「施策の方向」を達成するための事業目標 (数値目標又は状態目標について記入)	No.	主な取組	取組状況	男女共同参画配慮項目	評点	各課平均	施策平均	令和2年度に取組んだ重点的な事業 (実績値もあれば併せて記入)	令和2年度事業評価 (促進要因または阻害要因について記入)	取組の課題等 (問題点の改善策と次年度の目標値について記入)		
【2】個性と能力を發揮して多様な生き方をめざす (3)誰もがその人らしく暮らすための支援			●貧困など生活上の困難を抱えた女性等への支援	こども支援課	・ひとり親世帯の学習支援の利用促進を図る。 ・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への支援の充実を図る。	46	ひとり親家庭への支援の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	3.8	・学習支援事業について中学校3年生を対象に、改めて事業の周知を図ったことにより、8名の受講者が追加となった。 ・母子・父子自立支援事業について、母子・父子自立支援員以外の職員も対応できるようにした。	・年度当初だけではなく、年度途中での事業の周知により、利用者が増加した。 ・母子・父子自立支援事業について、情報の共有ができる場を設けた。	・生活困窮世帯への対応として、学習支援会場での食料の支援を行う。 ・ひとり親家庭に対する給付金の制度改正に対応した支援を実施する。		
				生活支援課	相談支援員やケースワーカーが関係する各関係機関と連携しながら支援を実施する。様々な要因が複雑に絡み合い、貧困解消をより複雑化しているため、個別的な支援かつ、包括的な支援が必要となる。	46	ひとり親家庭への支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.5		・相談支援員やケースワーカーが各関係機関と連携し、個別具体的な情報を共有することで、安心して支援の輪に入れるように配慮した。	・生活困窮相談者や生活保護受給者の支援は、女性やひとり親に特化したものではないので、その観点では不十分な面もあったかもしれない。しかし、女性ケースワーカーが増えるなど、より女性の悩み事に対応できる体制を整えることはできた。	・寄り添った支援のためには、人権の尊重が何よりも優先されなければならない。関係機関等からの情報を有効的に活用し、信頼関係を構築していく。		
				48	女性の悩みごと相談の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4									
				商工観光課	・内職相談室のポスター及びチラシを市内施設に配布し、周知を図る。 ・就職支援セミナーを開催する。	46	ひとり親家庭への支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		・内職相談室、ふるさとハローワークの開設及び利用促進。 ・就職支援セミナーを開催。 ・労働相談、若年者就業相談の実施。	・就職支援セミナーや労働相談などを実施し、働きたい方への情報提供を行い、周知が図られた。	・引き続き各事業を実施していく。		
				学校教育課	貧困などの生活上の困難を抱えた保護者へ事業の周知を図り、就学しやすい環境となるよう支援する。	46	ひとり親家庭への支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0		・今までは事業チラシのみで周知を行ったが、申請書とチラシを一体化した形態に変更し、その取り組みを継続している。 ・窓口対応で難続した事実が伺える場合、申請が済んでいるかなどの確認も併せて行っている。	・申請書とチラシを一体化したことにより、申請書を全員に配布することができ、保護者が申請しやすくなった状況を維持している。	・引き続き、保護者にとって読みやすいチラシ、記入しやすい申請書となるよう研究をする。		
				地域保健課	妊娠届出時の面接、乳幼児健診などの聞き取りで経済的問題を抱える家庭を早期に把握し関係機関へつなぐ。	47	母子保健事業の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0		・妊婦への面接数771人、乳幼児健診(3-4か月児818人、1歳6か月児916人、3歳児1,063人)を実施した。	・妊娠、出産、育児中の心身ともに不安定な時期に母親と赤ちゃんの健康維持のための事業の周知、利用を促進し経済的な問題の把握に努めた。	・把握した情報を関係機関につなげ、連携して生活に関係する支援ができるよう引き続き取り組む。		
				男女共同参画推進センター (人権推進課)	相談件数を前年度実績を上回る。 (R元年度実績 件)	48	女性の悩みごと相談の充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		・女性の悩みごと相談やDV被害の相談者の主訴に合わせて生活支援課をはじめとする関係機関と適切な連携を行い、相談者の経済的自立を支援した。 ・貧困女性に対する支援策についても検討を行った。 相談件数合計493件	・こども支援課、生活支援課等の他機関との役割分担を踏まえて適切な相談対応を行った。	・コロナ禍において、収入が減少するなどの経済的な不安を抱える方が多くなっていることから、相談者の自立も含めた相談対応が必要である。		
			●高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備	介護保険課	高齢者世帯の戸別訪問や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等について実態把握を行う。	49	介護サービス等が必要な方への支援の充実	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3	3.0	3.6	本人や家族などからの相談を受け、様々な制度や地域のネットワークを活用して、適切にサービスを受けられるよう支援を行った。	地域包括支援センター等が地域の介護サービスが必要な方の状況を把握し、サービスを提供することができた。	介護サービスを必要としている方の把握について、より正確に把握できるように継続して地域包括支援センターの活動を支援する。		
				障害者支援課	・市庁舎内に市障害者相談支援センターりぼんを設置し、一般的(総合的)な相談支援の初期相談に対応する。また、継続的な相談支援を必要とする場合は、りぼんから地域の委託相談支援事業所に引き継ぎ対応する。 ・障害者の就労に関する身近な相談窓口として、市庁舎内に市障害者就労支援センターりぼんを設置し、職場開拓、職業相談、就職準備支援、職場定着支援等を行う。	49	介護サービス等が必要な方への支援の充実	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		・令和2年度から、市障害者相談支援センターりぼんと地域の委託相談支援事業所の役割について見直し、明確化を図った。	・市障害者相談支援センターりぼんと地域の委託相談支援事業所の役割を明確にするとともに、市障害者基幹相談支援センター及びりぼん等の相談支援機関が連携を深めることにより、地域の相談支援体制のより一層の充実を図ることができた。 ・市障害者就労支援センターりぼんにおいては、コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら障害者の就労に関する身近な相談窓口として業務を継続したが、職場開拓や職場訪問等についてはほぼ行うことができないなどコロナウイルス感染症の影響は大きかった。	・市障害者相談支援センターりぼんの一般的(総合的)な相談支援の初期相談対応、また継続的な相談支援を必要とする場合のりぼんから地域の委託相談支援事業所に引き継ぎについて質の向上に努めている。 ・引き続き、障害者の就労に関する身近な相談窓口として、人間市障害者就労支援センターりぼんが、職場開拓、職業相談、就職準備支援、職場定着支援等に取り組んでいく。		
						51	就労支援及び自立支援	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3							
				自治文化課	外国人相談窓口開設の周知を図り、敷居を低くし、相談しやすい環境を整える。	50	相談窓口の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0		・外国人の日本での自立支援のために外国人相談員が多方面にわたり支援をおこなった。 ・外国人相談事業 英語253件、スペイン語78件、中国語31件	・日常生活に関する外国人の自立支援を各課と協力して実施した。	・英語の相談件数が増加しているため、相談体制についての検討が必要。		
				男女共同参画推進センター (人権推進課)	相談件数を前年度実績を上回る。 (H29実績300件)	50	相談窓口の充実	◎	5.事業の効果が男女共同参画推進に寄与した	4	4.0		・女性の悩みごと相談、性的マイノリティのための相談、女性のための法律相談を継続的に実施し、またオンラインでの相談開始したことで、コロナ禍で外出できなくても相談できる体制を整えた。人権の推進の観点も含め、様々な悩みごとについて広く受けつけた。 ・センターHPを改修して、広く相談体制を周知した。 相談件数合計493件	・外国人相談窓口をはじめとする各相談窓口との連携を図りながら相談窓口の充実を行った。 ・市報等を通じて幅広く市民に周知を行った。	・相談窓口の充実にあたっては福祉サービスとの関係から他の課との調整が必要と考える。 ・コロナ禍において不安を抱えている方への対応も検討が必要である。		
				市民相談室 (人権推進課)	職員が対応する一般相談(毎日)、弁護士による法律相談(月5回)、人権相談(月1回)、心配ごと相談(毎週木曜日)を実施する。	50	相談窓口の充実	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0		・一般相談(1,657件) ・弁護士による法律相談(349件) ・駿河台大学法学部教授による法律相談(7件) ・人権相談(0件) ・心配ごと相談(21件)	・職員が対応する一般相談では、主に傾聴に務め、職員の知識により助言できる内容についてはその場で助言している。また、内容に応じて該当する関係部署の紹介を行っている。 ・専門的な知識を要する相談については、弁護士等による専門相談を案内している。 ・相談者にとって必要な情報を伝えることや適切な相談を受けてもらうことができ、問題解決につながったと思われる。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、年間を通じて開設中止となった相談もあった。	・様々な問題を抱えている相談者の対応について、適切な応対や回答ができるようなスキルを職員が身につける必要があり、日々研鑽を積んでいる。法改正等により制度が変更となることもあるため、引き続き積極的に情報収集に努め、研鑽を積んでいく。 ・その上で、相談しやすい環境づくりや相談の場の啓発に努め、相談者が必要としている情報や回答を提供できる相談体制づくりを継続していく。 ・令和2年度は市民向けに、相談に関する解説をまとめた資料を作成し、現在相談時に提供している。		
				高齢者支援課	シルバー人材センターに補助金を交付し、就労支援を行う	51	就労支援及び自立支援	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		・シルバー人材センターによる男女の区別ない就労支援	・前年度と同様の効果(就労者数)が得られた	・補助金とその効果の検証		

【2】個性と能力を発揮して多様な生き方をめざす	(3)誰もがその人らしく暮らすための支援			商工観光課	内職相談室のポスター及びチラシを市内施設に配布し、周知を図る。 就職支援セミナーを開催する。若年者就業相談や、労働相談の事業周知を行う。	51	就労支援及び自立支援	◎	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	4	4.0		・年3回の就職支援セミナーの実施。 ・埼玉県と共催で自立支援セミナーの実施。 ・内職相談室、ふるさとハローワークを開設している。 ・労働相談、若年者就業相談の開催。 ・国、県等の各機関からのリーフレット等の資料掲出。	・就職支援セミナーや、就業相談等の実施により、働きたい方の支援が図られた。	・セミナーについては、参加者のニーズに合わせ、テーマの選定を行っていく。
			●誰もがその人らしく暮らせる環境づくり	こども支援課	民生委員・児童委員協議会及び主任児童委員と連携し、継続した見守り体制の構築。	52	地域におけるセーフティネットワークの構築	◎	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	4	4.0	3.0	・民生委員・児童委員協議会及び主任児童委員による支援が必要な児童等の情報提供と見守りの依頼。	・要保護児童対策地域協議会の研修として「子どもの人権オンライン研修」を開催し、児童虐待防止のためのスキルアップを図った。	・コロナ禍で民生委員・児童委員の活動が難しくなっている中でも、研修の充実を図る。
				高齢者支援課	各地区で「声かけ運動」を実施し、住民間のコミュニティを構築する	52	地域におけるセーフティネットワークの構築	○	2.事業の企画、立案、実施する際に男女双方の意見を聞いた、また双方が参加した	2	2.0		・「声かけ運動」を通じて認知症等への理解を深めると同時に、コミュニティを構築。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般の方が参加する「声かけ運動」は実施できなかったが、「いるま市声かけ推進会」と協働し、事業の計画やチラシの作成などを実施した。	・男女や世代を問わない参加者の拡大
				介護保険課	継続的な見守りを行うため、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、民生委員等とのネットワークの構築を推進する。	52	地域におけるセーフティネットワークの構築	○	4.事業の方向性について男女共同参画に配慮した	3	3.0		・地域包括支援センター及び高齢者等地域ネットワーク推進会の高齢者等見守りネットワークの活動を通して、高齢者の孤立防止、認知症の方とその家族への支援、高齢者等の虐待防止、消費者被害の防止、災害時における安否確認などの課題に地域全体で取り組むことができた。	・地域包括支援センターと高齢者等見守りネットワークが連携し、安否確認等の支援を行うことができた。 ・コロナ禍により、例年より地域の見守りの目が少なくなると想定されたため、日ごろの見守り活動について改めて協力依頼を行い、地域におけるセーフティーネットワークの構築を行った。	・高齢者の虐待防止、災害時における安否確認等の対応を関係機関と協議していく必要がある。
				障害者支援課	・市庁舎内に市障害者相談支援センターりぼんを設置し、一般的(総合的)な相談支援の初期相談に対応する。また、継続的な相談支援を必要とする場合は、りぼんから地域の委託相談支援事業所に引き継ぎ対応する。 ・市障害者基幹相談支援センターが行うネットワーク会議等を通じて、障害者相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所、障害者支援事業者等、また地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等が顔の見える関係を築き、連携強化を図る。	52	地域におけるセーフティネットワークの構築	○	3.男女の別に関わらず誰にとっても利用・参加しやすいような配慮をした	3	3.0		・令和2年度から、市障害者相談支援センターりぼんと地域の委託相談支援事業所の役割について見直し、明確化を図った。	・市障害者相談支援センターりぼんと地域の委託相談支援事業所の役割を明確にするとともに、市障害者基幹相談支援センター及びりぼん等の相談支援機関が連携を深めることにより、地域の相談支援体制のより一層の充実を図ることができた。 ・コロナウィルス感染症拡大防止のため、市障害者基幹相談支援センターが行うネットワーク会議等の開催ができず、各機関との関係の構築、連携強化等を図ることができなかった。	・市障害者相談支援センターりぼんの一般的(総合的)な相談支援の初期相談対応、また継続的な相談支援を必要とする場合のりぼんから地域の委託相談支援事業所に引き継ぎについて質の向上に努めている。 ・引き続き、市障害者基幹相談支援センターが中心となり、各機関がネットワークの構築に努め、障害分野と高齢者分野の情報交換等を行うことで、関係性の強化を図っていく。